

平成26年9月9日
厚生労働省大臣官房統計情報部

「平成28年度以降における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給
(設計・構築、テスト、移行、運用等)業務一式調達仕様書(案)」に係る
意見招請について(意見提出方法)

1 意見提出方法

(1) 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「平成28年度以降における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給(設計・構築、テスト、移行、運用等)業務一式調達仕様書(案)に対する意見在中」と朱書きすること。

(2) 持参又は郵送による意見の提出と併せて、様式1及び様式2の電子データを意見提出先のメールアドレス(E-mail:mhlwnw@mhlw.go.jp)宛てに、意見提出の期限までに送付すること。

※セキュリティの観点から添付ファイルにパスワード等の措置を施した場合は、電話等により別途連絡すること。

2 意見提出の部数

1部

3 意見の様式

(1) 日本語を使用すること。

(2) 必須項目

(様式1) A4判縦置き横書きとすること。

- ・提出年月日、会社名、責任者名、印(法人の場合には、法人代表者印)
- ・提出意見の件数
- ・担当者氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

(様式2) A4判横置き横書きとすること。

- ・意見の対象となる調達仕様書案の該当ページ及び項目番号
なお、同じ項目番号の複数箇所について意見を提出する場合には該当ページ内の該当箇所の行数を記載すること。
- ・調達仕様書(案)に対する意見又は修正案
- ・意見又は修正案の提出理由

4 意見提出の期限

平成26年9月29日（月）午後5時までとする。

なお、郵送の場合には同日必着とする。

5 意見提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係 松本 清司

電話：03-5253-1111（内線7195）

6 担当部署

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報システム管理室情報化基盤企画係

電話：03-5253-1111（内線7440）

E-mail:mhlwnw@mhlw.go.jp